

ESDを意識して実施する 環境カウンセリング手法・事例

依田 浩敏(よだ ひろとし)

特定非営利活動法人 ふくおか環境カウンセラー協会 理事長
近畿大学 産業理工学部 建築・デザイン学科 教授
環境カウンセラー(市民部門)



ESDとは？

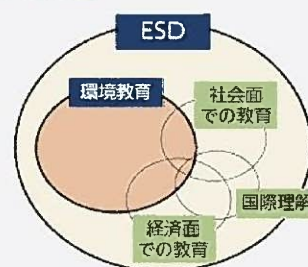
■ 持続可能な開発のための教育＝ESD

「持続可能な開発のための教育」(Education for Sustainable Development)の略称。

日本における『ESD国内実施計画』では、ESDを、

『人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する現代社会における様々な問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、もって持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動』と定義。

ESDの考え方



資料：環境省



「ESDの10年」に関する主な経緯

1948年	第3回国連総会「世界人権宣言」を採択 『 すべて人は、教育を受ける権利を有する 』
1972年	国連人間環境会議「人間環境宣言」を採択 環境問題に取り組むさいの原則を明らかにし、環境問題が人類に対する脅威であり、国際的に取り組む必要性を明言
1980年	国連環境計画(UNEP)、世界自然保護連合(IUCN)、世界自然保護基金(WWF)が提出した「世界環境保全戦略」で、「持続可能な開発」の概念が示される
1987年	国連ブルントラント委員会で「 持続可能な開発 」の概念が展開され、広く理解される
1992年6月	国連環境開発会議(地球サミット)で「持続可能な開発」の実現に向けた話し合いがもたれ、成果文書の一つである国際的行動指針「アジェンダ21」に教育の重要性が盛り込まれる 第36項「教育、人々の認識、訓練の推進」
2002年8月	「持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグサミット)」で日本が「ESDの10年」を提言、実施文書に盛り込まれる
2002年12月	第57回国連総会本会議にて「ESDの10年」が満場一致で採択される
2003年7月	ユネスコより「ESDの10年国際実施計画2005-2014」の草案が発表され、パブリックコメントの受付が開始される
2004年10月	第59回国連総会にユネスコの「国連持続可能な開発のための教育の10年実施計画」最終案が提示される

認定NPO法人「持続可能な開発のための教育の10年」推進会議(ESD-J)HP:<http://www.esd-j.org/>

環境省HP:「+ESDプロジェクト」<https://www.p-esd.go.jp/design/government/>

依田追記

2

2005年1月	ESDの10年開始
2005年3月	国連本部(ニューヨーク)にてESDの10年開始記念式典が開催される
2005年10月	ユネスコによる「ESDの10年国際実施計画2005-2014」が確定、発表される
2005年12月	「国連ESDの10年」関係省庁連絡会議設置
2006年3月	「わが国における国連ESDの10年実施計画」決定(「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議)
2008年1月	「国連ESDの10年」円卓会議設置
2009年3月	ドイツ・ボンにてESD世界会議開催 2014年に日本での国際会議開催を決定
2011年6月	「わが国における国連ESDの10年実施計画」改訂
2012年6月	国連持続可能な開発会議(リオ+20)開催 ・成果文書において、ESDを促進すること、2014年以降も持続可能な開発を教育に統合していくことを決意 ・日本政府イニシアティブにおいて、持続可能な社会を担う人材づくり等の一層の推進を公表
2013年11月	第37回ユネスコ総会において、「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」が採択され、2014年第69回国連総会で承認 ・行動を生み出すための枠組み
2014年11月	日本にて国連ESDの10年最終年会合開催(開催地:愛知県・名古屋市及び岡山市)
2015年8月	「持続可能な開発のための教育(ESD)の更なる推進に向けて」(日本ユネスコ国内委員会ESD特別分科会)取りまとめ
2016年3月	「我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画(ESD国内実施計画)」決定

認定NPO法人「持続可能な開発のための教育の10年」推進会議(ESD-J)HP:<http://www.esd-j.org/>

環境省HP:「+ESDプロジェクト」<https://www.p-esd.go.jp/design/government/>

依田追記

3



持続可能な開発とは？

■「持続可能な開発」(Sustainable Development)

『将来の世代のニーズを充たしつつ、現在の世代のニーズを満たすような開発』
("Our Common Future"『我ら共有の未来』, 1987)

- ✓ development: 「開発」「発展」「社会の構築」
- ✓ needs: 「必要なもの」「欲求」

■「持続可能な開発」の理念や考え方

1. 将来世代に配慮した長期的な視点を持つ（環境のもたらす恵みの継承）
2. 地球の営みときずなを深める社会・文化を目指す
（環境を維持し、環境との共存共栄）
3. 持続可能性を高める新しい発展の道を探る
（人間としての基本的なニーズの充足、浪費の排除）
4. 参加・協力、役割分担を図る（多様な立場の人々の連携）

環境省、文部科学省：つながりに気づき、あなたから始めよう。ー環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進についてー、平成17年1月

4

■「持続可能な開発」の基礎

- 世代間の公平
- 地域間の公平
- 男女間の平等
- 社会的寛容
- 貧困削減
- 環境の保全と回復
- 天然資源の保全
- 安全・安心な社会
- 公平で平和な社会

「環境の保全」、「経済の開発」、「社会(文化も含む)の発展」を、
調和の下に進めていくこと

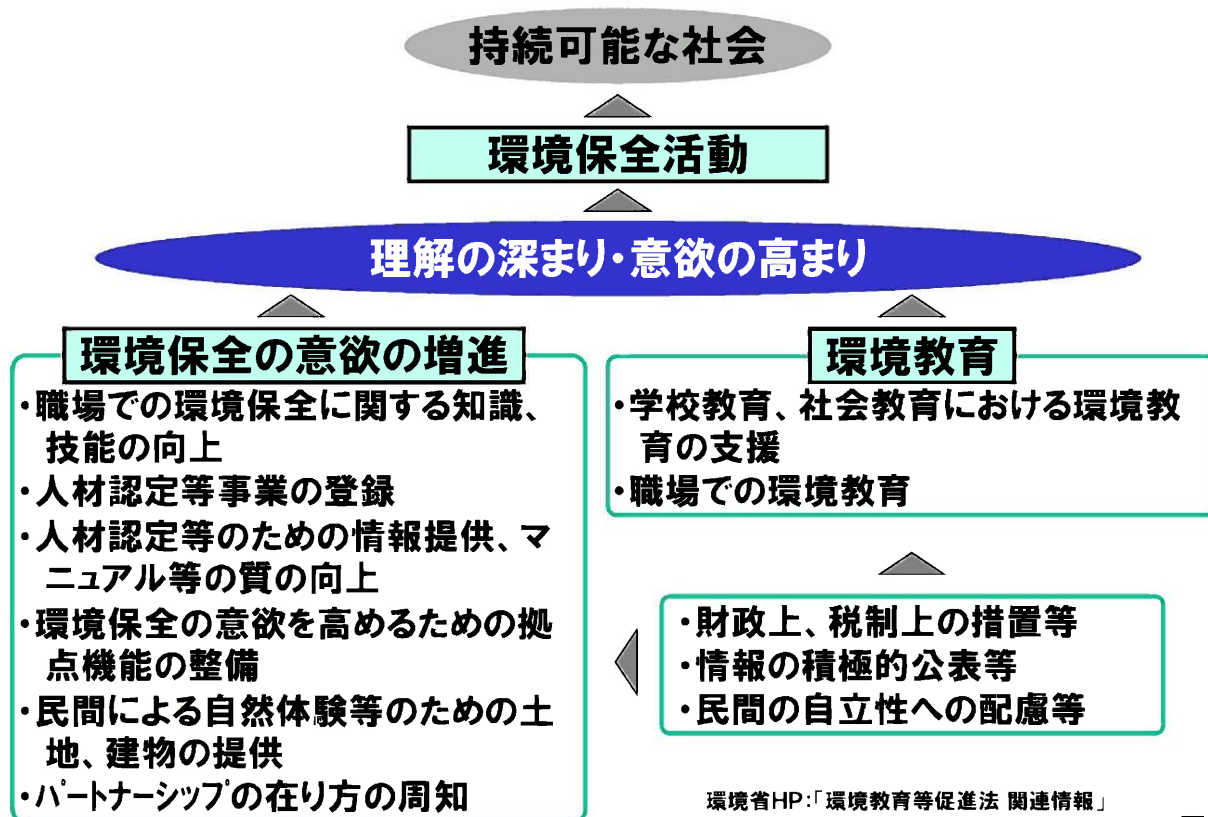


環境教育/ESD関連の法律一覧

法律名	制定・改正	環境教育に関する記述
環境基本法	1993年制定	環境の保全に関する教育、学習等(同法25条)
河川法	1997年改正	河川環境(水質、景観、生態系等)の整備と保全(同法1条)
食料・農業・農村基本法	1999年制定	多面的機能の発揮(同法3条)
循環型社会形成推進基本法	2000年制定	循環型社会の形成に関する教育および学習の振興等(同法27条)
森林・林業基本法	2001年改正	自発的な森林保全活動の促進(同法16条)
環境保全活動及び環境教育の推進に関する法律	2003年制定	政府(5省)が環境保全の増進及び環境教育の推進に関する基本方針策定など。環境教育とは環境保全についての理解を深めるための教育及び学習(同法2条)
教育基本法	2006年改正	生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養う(同法2条)、教育振興基本計画(同法17条)
学校教育法	2001年改正 2007年改正	自然体験活動その他の体験活動の充実(同法31条) 生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う(同法21条)
エコツーリズム推進法	2007年制定	自然観光資源の持続的保護。環境教育の場として活用(同法3条)
温暖化対策推進法	1998年制定 2008年改正	地球温暖化防止活動推進委員(同法23条)、地球温暖化防止活動推進センター(同法24・25条)、地球温暖化対策地域協議会(同法26条)
社会教育法	2001年改正 2008年改正	自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励(同法5条)
生物多様性基本法	2008年制定	生物多様性に関する教育、自然とのふれあいの場の提供(同法24条)
環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律	2011年改正	環境教育とは持続可能な社会の構築を目指して、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境保全についての理解を深めるための教育及び学習(同法2条)

6

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律



7

環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律

■ 改正の考え方のイメージ

1. 基本理念等の充実

法目的に、協働取組の推進を追加。基本理念・定義規定に、生命を尊ぶこと、経済社会との統合的发展、循環型社会形成等を追加。

2. 地方公共団体による推進枠組みの具体化

3. 学校教育における環境教育の充実

- ① 教育活動等における環境配慮の努力義務
- ② 学校教育における環境教育の一層の推進

4. 環境教育等の基盤強化等

- ① 環境教育等支援団体の支援等
- ② 人材認定等事業の登録対象に環境教育の教材開発等事業を追加

5. 自然体験等の機会の場の提供の仕組み導入

6. 環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進

- ① 政策形成への民意の反映
- ② 公共サービスへの民間団体の参入機会の増進に係る配慮
- ③ 協働取組推進のための協定制度の導入
- ④ 事業型環境NPOの活動支援

附則

- ① 法施行後5年を目途とした検討
- ② 学校における環境教育について、教育職員を志望する者の育成を含めた検討

法律題名の改正

環境省HP:「環境教育等促進法 関連情報」
<https://edu.env.go.jp/law.html>

8



環境教育

➤ 環境保全についての理解を深めるための教育及び学習

(環境保全活動及び環境教育の推進に関する法律 第2条、2003年)

- 「人と自然」の関係の改善
- 自然環境の保全(循環と生物多様性の保全)をベースに持続可能な社会の構築にアプローチ

= (狭義の)環境教育



➤ 持続可能な社会の構築を目指して、環境と社会、経済及び文化とのつながり その他環境保全についての理解を深めるための教育及び学習

(環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律 第2条、2011年改正)

- 持続可能な社会の実現に主体的に参画する人材の育成
- 人と自然、人と人、人と社会の関係の改善、「つながり、関係性」の再構築

= (広義の)環境教育 = ESD

9



ESDが目指すもの

■ ESDの実施のための観点

- **人格の発達**や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと
- 他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人を育むこと

そのため、

環境、平和や人権等のESDの対象となる様々な課題への取組をベースにしつつ、環境、経済、社会、文化の各側面から学際的かつ総合的に取り組むことが重要



■ ESDの目標

- 全ての人が高質の教育の恩恵を享受すること
- 持続可能な開発のために求められる原則、価値観及び行動が、あらゆる教育や学びの場に取り込まれること
- 環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実現できるような価値観と行動の変革をもたらすこと

文部科学省HP:「日本ユネスコ国内委員会」<http://www.mext.go.jp/unesco/004/1339970.htm>

10

■ 「育みたい力」

- 持続可能な開発に関する価値観
(人間の尊重、多様性の尊重、非排他性、機会均等、環境の尊重等)
- 体系的な思考力 (問題や現象の背景の理解、多面的かつ総合的なものの見方)
- 代替案の思考力 (批判力)
- データや情報の分析能力
- コミュニケーション能力
- リーダーシップの向上

■ 「学び方・教え方」

- 「関心の喚起 → 理解の深化 → 参加する態度や問題解決能力の育成」を通じて「具体的な行動」を促すという一連の流れの中に位置付けること
- 単に知識の伝達にとどまらず、体験、体感を重視して、探求や実践を重視する参加型アプローチをとること
- 活動の場で学習者の自発的な行動を上手に引き出すこと

文部科学省HP:「日本ユネスコ国内委員会」<http://www.mext.go.jp/unesco/004/1339970.htm>

11



教育振興基本計画におけるESD関連の記述

■ 教育振興基本計画（平成20年7月1日閣議決定）

第3章 今後5年間に総合的かつ計画取り組むべき施策

（1）基本的考え方

② 「縦」の接続：一貫した理念に基づく生涯学習社会実現

また、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）においては、地球的視野で考え、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるよう一人一人を育成する教育（「持続発展教育/ Education for Sustainable Development(ESD)」）が提唱されており、（ ）が提唱されており、2005年から2014までの10年間は、「国連持続発展教育の10年」と位置付けられている。地球的規模で持続可能な社会の構築は、我が国の教育在り方にとっても重要な理念一つである。

（3）基本的方向ごとの施策

④ いつでもどこ学べる環境をつくる

【施策】

◇ 持続可能な社会の構築に向けた教育に関する取組の推進

一人一人が地球上の資源・エネルギー有限性や環境破壊、貧困問題等を自らの問題として認識し、将来にわたって安心して生活できる持続可能な社会の実現に向けて取り組むための教育(ESD)の重要性について、広く啓発活動を行うとともに、関連府省の連携を強化し、このような教育を担う人材の育成や教育プログラムの作成・普及に取り組む。特に、ESDを主導するユネスコの世界的な学校ネットワークであるユネスコ・スクール加盟校の増加を目指し、支援する。

文部科学省HP:「日本ユネスコ国内委員会」<http://www.mext.go.jp/unesco/004/1339972.htm>

12

■ 第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）

第1部 我が国における今後の教育の全体像

III 四つの基本的方向性

（1）社会を生き抜く力の養成 ～多様で変化の激しい社会での個人の自立と協働～ （今後の学習の在り方）

- 持続可能な社会の構築という見地からは、「関わり」「つながり」を尊重できる個人を育成する「持続可能な開発のための教育(ESD)」の推進が求められており、これは「キー・コンピテンシー」の養成にもつながるものである。

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

I 四つの基本的方向性に基づく方策

1. 社会を生き抜く力の養成

（4）生涯の各段階を通じて推進する取組

基本施策11 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

【基本的考え方】

- 現代的、社会的な課題に対して地球視野で考え、自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるよう一人一人を育成する教育（持続可能な開発のための教育:ESD）を推進する。

【主な取組】

11-1 現代的・社会的な課題等に対応した学習の推進

ユネスコクールの質量両面における充実等を通じ地球規模での持続可能な社会の構築に向けた教育（持続可能な開発のための教育:ESD）を推進する。

文部科学省HP:「日本ユネスコ国内委員会」<http://www.mext.go.jp/unesco/004/1339972.htm>

13



学習指導要領におけるESD関連記述

■ 小学校

➤小学校 総則

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に 基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を開く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

➤小学校 社会

社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

➤小学校 理科

自然に親しみ、見通しをもって観察、実験などを行い、問題解決の能力と自然を愛する心情を育てるとともに、自然の事物・現象についての実感を伴った理解を図り、科学的な見方や考え方を養う。

➤小学校 生活

具体的な活動や体験を通して、自分と身近な人々、社会及び自然との関わりに関心を持ち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う。

➤小学校 家庭

自分の生活と身近な環境との関わりに関心を持ち、物の使い方などを工夫できること。

文部科学省HP:「日本ユネスコ国内委員会」<http://www.mext.go.jp/unesco/004/1339973.htm>

14

■ 中学校

➤中学校 総則

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に 基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

➤中学校 社会 地理的分野

地域の環境問題や環境保全の取組を中核として、それを産業や地域開発の動向、人々の生活などと関連付け、持続可能な社会の構築のためには地域における環境保全の取組が大切であることなどについて考える。

➤中学校 社会 歴史的分野

歴史に見られる国際関係や文化交流のあらましを理解させ、我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深く関わっていることを考えさせるとともに、他民族の文化、生活などに関心を持たせ、国際協調の精神を養う。

➤中学校 社会 公民的分野

持続可能な社会を形成するという観点から、私たちがより良い社会を築いていくために解決すべき課題を探究させ、自分の考えをまとめさせる。

➤中学校 理科 第1分野及び第2分野

自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察し、持続可能な社会を作ることが重要であることを認識すること。

文部科学省HP:「日本ユネスコ国内委員会」<http://www.mext.go.jp/unesco/004/1339973.htm>

15

■ 中学校

➤ 中学校 音楽

音楽の特徴をその背景となる文化・歴史や他の芸術と関連付けて理解して、鑑賞すること。我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の様々な音楽の特徴から音楽の多様性を理解して、鑑賞すること。

➤ 中学校 美術

日本の美術の概括的な変遷や作品の特質を調べたり、それらの作品を鑑賞したりして、日本の美術や伝統と文化に対する理解と愛情を深めるとともに、諸外国の美術や文化との相違と共通性に気付き、それぞれの良さや美しさなどを味わい、美術を通して国際理解を深め、美術文化の継承と創造への関心を高めること。

➤ 中学校 保健体育

文化としてのスポーツの意義について理解できるようにする。

スポーツは、民族や国、人種や性、障害の違いなどを超えて人々を結び付けていること。

➤ 中学校 技術・家庭

・家庭分野

自分や家族の消費生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できること。

・技術分野

エネルギー変換や生物育成などに関する技術が社会や環境に果たしている役割と影響について理解し、それらの技術の適切な評価・活用について考えること。

➤ 中学校 外国語 英語

外国や我が国の生活や文化についての理解を深めるとともに、言語や文化に対する関心を高め、これらを尊重する態度を育てるのに役立つこと。

広い視野から国際理解を深め、国際社会に生きる日本人としての自覚を高めるとともに、国際協調の精神を養うのに役立つこと。

文部科学省HP:「日本ユネスコ国内委員会」<http://www.mext.go.jp/unesco/004/1339973.htm>

16

■ 高等学校

➤ 高校 総則

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を開く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

➤ 高校 国語 国語総合

[伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項]

言語文化の特質や我が国の文化と外国の文化との関係について気付き、伝統的な言語文化への興味・関心を広げること。

➤ 高校 地理歴史 世界史A

現代世界の特質や課題に関する適切な主題を設定させ、歴史的観点から資料を活用して探求し、その成果を論述したり討論したりするなどの活動を通して、世界の人々が協調し共存できる持続可能な社会の実現について展望させる。

➤ 高校 地理歴史 世界史B

地球世界の課題に関する適切な主題を設定させ、歴史的観点から資料を活用して探究し、その成果を論述したり討論したりするなどの活動を通して、資料を活用し表現する技能を習得させるとともに、これからの世界と日本の在り方や世界の人々が協調し共存できる持続可能な社会の実現について展望させる。

➤ 高校 地理歴史 日本史A

現代の社会やその諸課題が歴史的に形成されたものであるという観点から、近現代の歴史に関わる身の回りの社会的事実と関連させた適切な主題を設定させ、資料を活用して探究し、その解決に向けた考えを表現する活動を通して、歴史的な見方や考え方を身に付けさせる。

文部科学省HP:「日本ユネスコ国内委員会」<http://www.mext.go.jp/unesco/004/1339973.htm>

17

■ 高等学校

➤ 高校 地理歴史 日本史B

現代の社会や国民生活の特色について、**国際環境と関連付けて考察**させ、**世界の中での日本の立場**について認識させる。

➤ 高校 地理歴史 地理A

環境、資源・エネルギー、人工、食料及び居住・都市問題を地球的及び**地域的視野から捉え、地球的課題は地域を越えた課題であるとともに地域によって現れ方が異なっていることを理解**させ、それらの課題の解決には**持続可能な社会の実現を目指した各国の取組や国際協力が必要**であることについて考察させる。

➤ 高校 地理歴史 地理B

世界の自然環境、資源、産業、人口、都市・村落、生活文化、民族・宗教に関する諸事象の空間的な規則性、傾向性やそれらの要因などを系統地理的に考察させるとともに、**現代世界の諸課題について地球的視野から理解**させる。

➤ 高校 公民 現代社会

持続可能な社会の形成に参画するという観点から課題を探究する活動を通して、現代社会に対する理解を深めさせるとともに、現代に生きる人間としての在り方生き方について考察を深めさせる。

➤ 高校 公民 倫理

現代に生きる人間の倫理的課題について思索を深めさせ、自己の生き方の確立を促すとともに、**よりよい国家・社会を形成し、国際社会に主体的に貢献**しようとする人間としての在り方生き方について自覚を深めさせる。

➤ 高校 公民 政治・経済

政治や経済などに関する基本的な理解を踏まえ、**持続可能な社会の形成**が求められる現代社会の諸課題を探究する活動を通して、**望ましい解決の在り方について考察**を深めさせる。

文部科学省HP:「日本ユネスコ国内委員会」<http://www.mext.go.jp/unesco/004/1339973.htm>

18

■ 高等学校

➤ 高校 理科

・各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

生命を尊重し、**自然環境の保全に寄与する態度の育成**を図ること。また、環境問題や科学技術の進歩と人間生活に関わる内容等については、**持続可能な社会を作ることの重要性も踏まえ**ながら、科学的な見地から取り扱うこと。

➤ 高校 保健体育 体育

スポーツを行う際は、スポーツが環境にもたらす影響を考慮し、**持続可能な社会の実現に寄与する責任ある行動**が求められること。

➤ 高校 保健体育 保健

社会生活における健康の保持増進には、環境や食品、労働などが深く関わっていることから、環境と健康、環境と食品の保健、労働と健康に関わる活動や対策が重要であることについて理解できるようにする。

➤ 高校 芸術 音楽

音楽と他の芸術や文化との関わりを理解して鑑賞すること。

➤ 高校 芸術 美術

時代、民族、風土、宗教などによる**表現の相違や共通性**などを考察し、美術文化についての理解を一層深めること。

国際理解に果たす美術の役割について理解すること。

文化遺産としての美術の特色と**文化遺産等を継承し保存することの意義**を理解すること。

➤ 高校 芸術 工芸

時代、民族、風土などによる表現の相違や共通性などを考察し、工芸の伝統と文化についての理解を一層深めること。

国際理解に果たす工芸の役割について理解すること。

文化遺産としての工芸の特色と文化遺産等を継承し保存することの意義を理解すること。

文部科学省HP:「日本ユネスコ国内委員会」<http://www.mext.go.jp/unesco/004/1339973.htm>

19

■ 高等学校

➤ 高校 外国語

・各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

多様なものの見方や考え方を理解し、公正な判断力を養い豊かな心情を育てるのに役立つこと。

外国や我が国の生活や文化についての理解を深めるとともに、言語や文化に対する関心を高め、これらを尊重する態度を育てるのに役立つこと。

広い視野から国際理解を深め、国際社会に生きる日本人としての自覚を高めるとともに、**国際協調の精神を養う**のに役立つこと。

➤ 高校 家庭

生活と環境との関わりについて理解させ、**持続可能な社会を目指してライフスタイルを工夫し、主体的に行動**できるようにする。

持続可能な社会を目指したライフスタイルの確立。

安全で安心な生活と消費について考え、**生活文化を伝承・創造し、資源や環境に配慮**した生活が営めるようにライフスタイルを工夫し、**主体的に行動**できるようにする。

文部科学省HP:「日本ユネスコ国内委員会」<http://www.mext.go.jp/unesco/004/1339973.htm>

20



まちづくり ≡ 都市計画 ？

都市計画

都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

環境計画

環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

防災計画

災害対策基本法

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

21

- 環境保全活動を積極的に取り組んでいる有志によって設立された**NPO法人**です。
- 平成15年5月24日に設立され、同年9月25日に法人登記をしました。
- 会員は、環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を持つ、環境省に認定された「**環境カウンセラー**」です。
- 会員は、福岡県在住者または勤務者で、「**ふくおか**」を良く知っています。
- 中立的立場**で環境問題に取り組めます。
- 市民・市民団体・学校・自治体等に対して、**環境保全活動や環境学習のお手伝い**をします。
- 環境関係団体等との**パートナーシップ**を形成します。
- 環境問題調査研究や広報活動等を通して、**持続可能な地域づくり**を推進します。
- 環境保全活動をされている方へ「環境カウンセラー」の**資格取得のお手伝い**をします。

協会の事業

- (1) 市民及び市民団体からの環境問題、環境保全活動、組織運営等に関する相談に対する助言事業及び環境学習講座の講師派遣に関する事業
- (2) 環境問題や環境保全等の環境行政への協力と提言に関する事業
- (3) 持続可能な地域づくりのための社会啓発の推進に関する事業
- (4) 環境関係団体等とのパートナーシップの形成及び活動支援に関する事業
- (5) 環境問題調査及び資料の収集に関する事業



持続可能な社会づくりの構成概念(例)

人を取り巻く環境に
関する概念

I 多様性

自然・文化・社会・経済は、起源・性質・状態などが異なる多種多様な事物(ものごと)から成り立ち、それらの中では多種多様な現象(出来事)が起きていること

II 相互性

自然・文化・社会・経済は、互いに働き掛け合い、それらの中では物質やエネルギーが移動・循環したり、情報が伝達・流通したりしていること

III 有限性

自然・文化・社会・経済は、有限の環境要因や資源(物質やエネルギー)に支えられながら、不可逆的に変化していること

人の意思・行動に
関する概念

IV 公平性

持続可能な社会は、基本的な権利の保障や自然等からの恩恵の享受などが、地域や世代を渡って公平・公正・平等であることを基盤にしていること

V 連携性

持続可能な社会は、多様な主体が状況や相互関係などに応じて順応・調和し、互いに連携・協力することにより構築されること

VI 責任性

持続可能な社会は、多様な主体が将来像に対する責任あるビジョンをもち、それに向かって変容・変革することにより構築されること

国立教育政策研究所教育課程研究センター:ESDを学校教育で進めるために、<https://www.p-esd.go.jp/design/pdf/panphlet.pdf>, 24



ESDの視点に立った学習指導で重視する能力・態度(例)

1. 批判的に考える力

合理的、客観的な情報や公平な判断に基づいて本質を見抜き、ものごとを思慮深く、建設的、協調的、代替的に思考・判断する力

- 他者の意見や情報を、よく検討・理解して採り入れる
- × 得られたデータや考え方を鵜呑みにする
- 積極的・発展的に、よりよい解決策を考える
- × 消極的・悲観的に考え、すぐ諦めて、答えだけを得ようとする

2. 未来像を予測して計画を立てる力

過去や現在に基づき、あるべき未来像(ビジョン)を予想・予測・期待し、それを他者と共有しながら、ものごとを計画する力

- 見通しや目的意識をもって計画を立てる
- × 無計画にものごとを進めたり、その場しのぎをしたりする
- 他者がどのように受け取るかを想像しながら計画を立てる
- × 独りよがりにもものごとを進めてしまう

3. 多面的・総合的に考える力

人・もの・こと・社会・自然などのつながり・かかわり・ひろがり(システム)を理解し、それらを多面的、総合的に考える力

- 廃棄物も見方によっては資源になると捉えることができる
- × 役に立たないものは不要だと考える
- 様々なものごとを関連付けて考える
- × まとまりがなく、断片的な見方をする

4. コミュニケーションを行う力

自分の気持ちや考えを伝えとともに、他者の気持ちや考えを尊重し、積極的にコミュニケーションを行う力

- 自分の考えをまとめて簡潔に伝えることができる
- × 他者の意見の欠点ばかりを指摘し、自分の考えを言わない
- 自分の考えに、他者の意見を取り入れる
- × 他者の意見を聞こうとしない

+ESD プロジェクトHP:<https://www.p-esd.go.jp/design/esdp/pointhtml>

26

5. 他者と協力する態度

他者の立場に立ち、他者の考えや行動に共感するとともに、他者と協力・協同してものごとを進めようとする態度

- 相手の立場を考えて行動する / × 自分のことしか考えない
- 仲間を励ましながらかチームで活動する / × 身勝手な行動、同調しない態度をとる

6. つながりを尊重する態度

人・もの・こと・社会・自然などと自分とのつながり・かかわりに関心を持ち、それらを尊重し大切にしようとする態度

- 自分が様々なものごととつながっていることに関心をもつ
- × 自分に直接関係のあることしか関心がない
- いろいろなもののお陰で自分がいることを実感する
- × 自分は一人で生きていると思い込む

7. 進んで参加する態度

集団や社会における自分の発言や行動に責任を持ち、自分の役割を理解するとともに、ものごとに主体的に参加しようとする態度

- 自分の言ったことに責任を持ち、約束を守る / × 無責任な行動ばかりで、きまりを守らない
- 進んで他者のために行動する / × 自分が得をすることしかしない

+ESD プロジェクトHP:<https://www.p-esd.go.jp/design/esdp/pointhtml>

27



環境カウンセラーとは？

➤ 環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民やN GO、事業者など様々な立場の主体の環境保全活動に対する助言など

(= **環境カウンセリング**)を行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された人たち

※環境カウンセラー登録制度とは、「環境カウンセラー登録制度実施規程」

(平成8年環境庁告示第54号)に基づき、環境省が実施している登録制度

➤ 市民や市民団体を対象とした環境カウンセリングを行う「**市民部門**」と、事業者を対象とした環境カウンセリングを行う「**事業者部門**」に区分

※主なカウンセリング事例

市民部門：環境教育セミナーの講師や環境関連ワークショップの進行役、地域環境活動へのアドバイス、企画等

事業者部門：エコアクション21や環境マネジメントシステム監査、社内の監査員教育、コンサルティング、環境専門分野の講師等

➤ 環境カウンセリングを行うだけでなく、自ら積極的に環境保全活動を行ったり、市民、事業者、行政の間のパートナーシップ作りを行うなど、様々な活動を行っている。

※専門分野

1. 生命 2. 自然への愛着 3. 生態系・生物多様性 4. 水質 5. 大気 6. 地質

7. 地球温暖化 8. 資源・エネルギー 9. 産業 10. 消費生活・衣食住

11. 公害・化学物質 12. 3R

環境省HP:「環境カウンセラーとは」<https://edu.env.go.jp/counse/01.htm>

28



環境カウンセラー実績報告書

様式第3号 (第9条関係) 環境カウンセラー活動実績等報告書		研修の履修状況又は研さんの実績 (150文字以内)
環境カウンセリングの実績 (1項目 150文字程度) (環境カウンセリング:環境保全活動を行おうとする者に対する環境保全及び環境保全活動に関する知識の付与並びに助言または指導)		環境カウンセラー活動における今後の課題 (150文字以内)
今後の活動計画 (150文字以内)		今後の活動計画 (150文字以内)
評価 ※評価欄は該当するものを選んでください 〈評価の定義〉 ○:成果あり △:これから成果が出る可能性あり ×:課題あり		コメント(今後の改善点等)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4用紙とする

29



第7回環境カウンセラー全国交流会 in 北九州 2016

＜開催日程＞ 平成28年11月 19日(土) ～ 20日(日)

1日目(19/土) 13:30～17:00 場所：西日本総合展示場新館 3階会議室

第一部 基調講演 北九州市内の小・中学校の環境教育と環境カウンセラーの役割
講師：北九州市教育長 堤迫裕俊 氏

第二部 活動事例紹介 … NPO法人九州環境カウンセラー協会
特定非営利活動法人ふくおか環境カウンセラー協会
ほか参加団体

2日目(20/日) 9:00～12:00 エクスカーション 「過去と未来への旅」
参加自由 (JRスペースワールド駅 改札口 午前9時集合)
・北九州市環境ミュージアム ・スマートコミュニティ創造事業など見学

＜主催＞ 特定非営利活動法人 環境カウンセラー全国連合会
＜共催＞ 北九州市 ＜後援＞ 北九州市教育委員会
＜協賛＞ (公財) 西日本産業貿易コンベンション協会

血倉山から臨む100層ドルの夜景

血倉山から臨む100層ドルの夜景

＜お問い合わせ＞
特定非営利活動法人 ふくおか環境カウンセラー協会
E-Mail: feca.office@gmail.com 飯田まで
telton&black-telton

豊満風力発電施設
発電規模 3,500万kwh